

制 度 名	広報・調査等交付金	主管課名	原子力安全対策課 原子力広報 G				
		問合せ先	029-301-2922				
目的・趣旨	原子力発電施設等の周辺地域住民に対する当該施設に関する知識の普及及び当該施設が当該住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に対する補助						
<p>[対象団体] 原子力発電施設等が所在する町村及び所在する市町村に隣接する市町</p> <p>[対象事業] 次に該当する広報・調査等事業                  (1) 原子力発電施設等の周辺地域住民に対する当該施設に関する知識の普及事業                  (2) 原子力発電施設等が当該施設周辺地域住民の生活に及ぼす影響に関する調査事業                  (3) 原子力発電施設等の設置及び当該設置した施設が当該施設周辺地域住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整事業</p> <p>[補助要件等] 広報・調査等交付金交付規則（昭和 49 年 11 月 29 日科学技術庁・通商産業省告示 3 号）に定める原子力関連施設が所在している市町村又は当該施設が所在している市町村に隣接している市町村であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業 (1) について                  ①テレビ、ラジオ広報 ②新聞、雑誌広報 ③ポスター、チラシ、パンフレット広報                  ④インターネット広報 ⑤講演会、講習会、懇談会 ⑥展示事業 ⑦閲覧資料整備                  ⑧見学会 等                  対象事業 (2) について                  ①検討会、委員会の設置運営 ②調査 ③研修 ④情報収集整理 等                  対象事業 (3) について                  ①旅費 ②通信費 ③資料制作費 ④賃金（会計年度任用職員） 等</p> <p>[補助限度額等] 知事が別に定める額 （原子力発電施設等の数や市町村の世帯数等によって決定する。）</p> <p>[経費負担割合]</p>							
		区	分	国	県	市町村	その他
交付対象市町村				10/10	—	—	—
〔8年度当初予算額〕		60,120千円		〔8年度補助対象団体〕		東海村外 8 団体	
〔備考〕							